

認知症などの人のマイナカード

「暗証番号なし」可能に

総務省方針

認知症などでマイナンバーカードの管理に不安がある人を対象に、総務省は4日、暗証番号を設定しながらもカードの交付ができるようにする方針を示した。11月以降に交付を受ける人に、こうした対応を始める方向で調整している。高齢者施設などからは、入所者のカードや暗証番号の管理に対して不安の声が上がっていた。

▶1面参照

マイナカードの暗証番号設定が難しい場合、代理人が設定する運用になつている。11月以降は、カードの申請や交付の際、本人や代理人から申し出があれば、場合を対象に、暗証番号の設定を不要とする」とを認める。

ただし、マイナカードと健康保険証を一体化させる「マイナ保険証」としての利用に限ることを想定。政府は、来年秋に現行の健康保険証の原則

廃止を予定しており、マイナ保険証としては、顔認証や目視によって本人確認を行う。カードで行政手続きができる政府サイトの「マイナポータル」や、住民票など証明書のコンビ「交付など、暗証番号が必要なサービスは利用できない。

松本剛明総務相は4日の会見で、「こうした取り組みによって、できる限り多くの方にカードを取得していただけるよう、環境の整備を着実に進めたい」と述べた。また、デジタル庁は同日、別人のマイナンバーに預貯金口座をひもづける「公金受取口座」の誤登録が940件となつたことを明らかにした。6月7日の発表時点では748件だった。6月下旬までの誤登録を改めて調べたところ約200件増えたという。本人ではない家族の口座が登録される「家族口座」も同期間に約13万件から約14万件に増えた。問題発覚を受け、デジタル庁が注意喚起や対策をとり始めた6月上旬以降も、多くの誤登録が起きていたことに

得していただけたよう、

なる。(鈴木友里子、柴田秀之)